津市　妊婦のための支援給付・妊婦等包括相談支援事業

安心して出産・子育て　支援していきます！

妊婦等包括相談支援事業

出産前はもちろん、出産後も不安や困りごとの相談に対応。妊娠届出時～妊娠8か月頃～出産2か月頃の赤ちゃん訪問と、伴走型で相談支援を行います。

妊娠届出時
・妊娠届出書アンケートの記入
・保健師等との面談を通して妊婦さんの心配ごとや相談に対応し、妊娠中の過ごし方など安心して妊娠期が過ごせるようにセルフプランを一緒に考えます。

妊娠8か月頃
・妊婦さんにアンケートを送付
・面談を希望した妊婦さんの心配ごとや相談に対応し、出産や出産後の見通しを立てるための情報を共有します。

出産2か月頃
・赤ちゃん訪問等でアンケートの記入
・子育てに関する相談への対応や、利用できるサービスの紹介を行い、セルフプランを一緒に考えます。

妊婦支援給付金

1回目
妊娠届出時の面談で妊婦給付認定申請を行います
●支給額　妊婦一人当たり5万円
●申請期限　医療機関において胎児の心拍が確認された日から2年

2回目
赤ちゃん訪問時の面談で胎児の数の届出を行います
●支給額　胎児一人当たり5万円
●届出期限　出産予定日の8週間前から2年

●必要書類
☐　通帳やキャッシュカードなど振込先口座のわかるもの
☐　母子健康手帳（母子健康手帳の表紙、出産予定日のわかるページ）

詳しくは、津市公式ウェブサイトをご覧ください

妊婦のための支援給付
津市公式ウェブサイト

●津市内に住所を有する妊産婦が対象です。
●各保健センターによる面談後に支給します。
●子ども・子育て支援法の規定に基づき、妊婦給付認定後に津市を転出した場合は、津市の妊婦給付認定は取り消されます。転出後に妊婦支援給付金の支給を受ける場合は、転入先市町村で再度認定を受けていただく必要があります。
●流産、死産、人工妊娠中絶を経験された人も申請できます。その場合は医師の診断書等により妊娠の事実を確認します。申請については、こども政策課までお問い合わせください。

妊娠・子育てに関する悩みや不安があれば、ひとりで抱え込まず、各保健センターへご相談ください。

<u>相談・面談について</u>

各保健センター
（市外局番059）

中央保健センター	229-3164	安濃保健センター	268-5800
久居保健センター	255-8864	香良洲保健センター	292-4183
河芸保健センター	245-1212	一志保健センター	295-0112
芸濃保健センター	266-2520	白山保健センター	262-7294
美里保健センター	279-8128	美杉保健センター	272-8089

<u>給付金について</u>

こども政策課
059-229-3155

R8.6月発行